

片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業用アシストスーツ等を導入する村内の農業を営む経営主を支援するための、片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、片品村補助金等交付規則（平成23年片品村規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、村内の農業を営む経営主で作業の重労働の軽減、作業員間の接触機会の低減等を目的とした、アシストスーツ等の導入に対して補助金を交付することにより、労働環境の改善や新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、農業経営の継続を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業を営む経営主とは、個人事業主又は法人であり、所得税の確定申告に基づく農業所得の申告をしている者をいう。
- (2) 法人とは、農地法に基づく一定の要件を満たし、毎事業年度終了後に村農業委員会へ事業の状況等を報告している農地所有適格法人をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、農業を営む経営主で次の各号を満たすものとする。

- (1) 村内に住民登録のある個人事業主又は村内に本店所在地のある法人であること
- (2) 農業収入があり、農業所得の確定申告をしていること

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、当該年度の4月1日以降に購入した農業用アシストスーツ等の購入に係る経費とする。ただし、補助対象経費について国や県等からの補助を受けている場合は対象としない。

- 2 前項に規定する農業用アシストスーツ等は、農林水産省による「スマート農業技術カタログ」に掲載されている農作業の軽労化等を行う技術を活用したもの又はそれと同等と認められるものとする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、7万円を限度とする。

- 2 前項に規定する補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 同一年度1回限りとし、既に交付決定等を受けている者
- (2) 農業を営む経営主としての要件を満たしていない者
- (3) 村税及び使用料等に滞納がある世帯に属している者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び片品村暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) その他村長が不相当と認めたとき。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長へ提出しなければならない。

- (1) 対象経費の内容確認ができる見積書等の写し
- (2) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 村長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときに、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、前項に規定により補助金の交付を決定したときには、片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。この場合において、村長は必要な条件を付することができる。
- 3 村長は、第1項の審査により、補助金を交付することが適当でないことを認めるときは、片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 村長は、補助金対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとし、補助金返還を命じられた者は直ちに返還

しなければならない。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは村長の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(実績報告書兼請求書の提出)

第11条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかに片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の購入を確認できる領収書等の写し
- (2) 補助金交付申請者と同一の振込口座通帳の写し
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 村長は、前条の規定による実績報告書兼請求書を受理したときは、片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金額確定通知書（様式第5号）により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

片品村長 様

申請者
住 所 片品村
電話番号
氏 名

印

片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金交付申請書

片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

また、補助金交付の要件確認のため、私の住民登録及び世帯全員の村税並びに使用料等の納入や申告状況について、村が調査することに同意します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 農業用アシストスーツ等導入費用 金 円
- 3 添付書類 ・対象経費の内容確認ができる見積書等の写し

年 月 日

片品村長 様

申請者
住 所 片品村
電話番号
氏 名

片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け交付決定片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

つきましては、下記のとおり補助金交付決定額を請求します。

- 記
- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 農業用アシストスーツ等導入費用 金 _____ 円
- 3 添付書類 (1) 対象経費の購入を確認できる領収書等の写し
(2) 補助金交付申請者と同一の振込口座通帳の写し
- 4 補助金振込口座

金融機関名	銀行・農協・金庫・信組 本店・本所・支店・支所
預金種別 口座番号	普通 ・ 当座
(フリガナ) 口座名義	

※振込口座について法人は法人名義の通帳、個人事業主は事業主本人名義の通帳となります。

年 月 日

様

片品村長

片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け補助金交付決定をした片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業について、片品村農業用アシストスーツ等導入支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助年度 年度
- 2 交付決定額 金 _____ 円
- 3 確定額 金 _____ 円
- 4 振込予定日 年 月 日